

令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性農業者グループの活動支援) 計画書

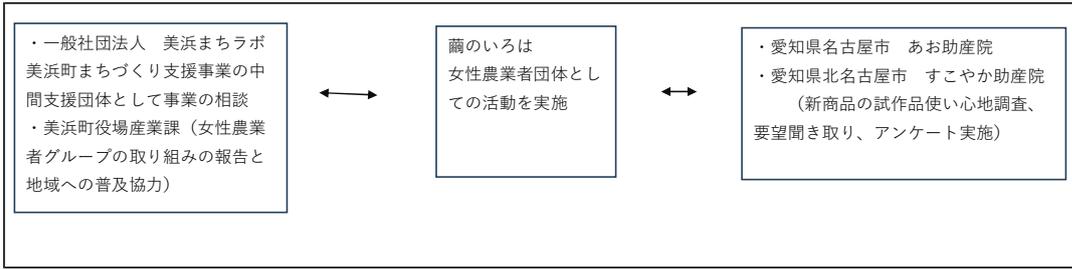
1 地域取組主体の概要

名称	薊のいろは	
所在地	愛知県知多郡美浜町	
代表者	森川美保	
主な組織の事業内容 (注1)	農ある暮らしの中で、薊、桑、里山の自然資源等を活用し、心身の健康に資する日常生活の衣・食・住に関連することを学び、それらを具体的に生かす取り組みに発展させる。	女性農業者の人数：6人 (注2)

(注1) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

(注2) 構成員の所在地が複数の都道府県に跨る場合、所在する都道府県名をそれぞれ記入すること。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組に係る計画

(1) 地域内で活動する場合 (注)

取組区分	①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他						
区分番号	時期	内容	実施回数	参加する女性農業者の人数	事業費 (千円)	国庫補助金	備考
						0	
						0	
						0	
						0	
		計	0	0	0	0	

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際は、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に取組の実施場所・範囲についても記載すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること

(2) 都道府県を越えた活動が含まれる場合(注)

取組区分		①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他			
区分番号	時期	内容	実施回数	参加する女性農業者の人数	備考
①商品等開発(企業との連携を伴わないもの)	R7、9,10、11、12	ア 愛知県常滑市にて地元にある草木を使っの染め講習会、母子のための商品の開発サンプル作り(料理試作含む)	5	4	
①商品等開発(企業との連携を伴わないもの)	R7、11	イ 愛知県常滑市にて肌に優しいシルク石鹸作り講習会、絹の講座、商品開発	1	4	
②先進地視察	R7、10	ウ 熊本県あさぎり町、人吉町産後ケア事業、産後ケアハウス視察 現実的な効果としては、愛知県内にはない、公的支援が充実しており、熊本県在住の構成員自らが利用し、その良さを実感していることから、行政側と産後ケア現場の橋渡しとなってもらうことで、支援の仕組みと現場の運営と経営方法、内容を視察し、持ち帰ってから地域行政や関心のある人知ってもらうために報告会で伝える。経営面を含め、本団体の今後の活動に活かしつつ、広く今後に繋げていける効果がある。また、活動で作った試作品の一部を熊本県の行政、産後ケアの現場にみていただき、女性農業者からの新たな視点として参考にしてもらうことで広域的な相乗効果を見込める。	1	3	
①商品等開発(企業との連携を伴わないもの)	R7、12	エ 愛知県内、複数の助産院にて試作品アンケート、意見交換、検討会開催	4	5	
③会員募集・農業体験の受入等に係る取組	R8,1	オ 活動内容、会員募集のパンフレット作成	1	6	
③会員募集・農業体験の受入等に係る取組	R8、1	カ 広く本グループの活動内容を周知し、地域の女性農業者に関心を持ってもらうため、Facebook、note、無料のHPアプリ、インスタなどの中に挿入出来るプロ仕様のロゴやバナー、写真撮影、効果的な記事等を作成し、SNSとして発信。Instagramに関しては効果的な初期設定をしてもらうことで、以後の自分たちでの継続的な発信による拡散につなげる。	1	6	
①商品等開発(企業との連携を伴わないもの)	R7、11	キ 草木染めの生地を使っの綿入れ研修会	1	4	

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際は、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に連携の内容、取組の実施場所・範囲についても記載(都道府県を越える連携・活動内容について明記)すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること

(3) 企業との協働が含まれる場合(注)

協働する企業名	
具体的な取組内容	

(注1) 企業と協働して取り組む内容を記載すること。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。